

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 23 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } } 保育主管部(局) 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士特定登録取消者管理システム説明会について

保育施策の推進につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律第66号」により、
児童生徒性暴力等を行った保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格管
理が厳格化されました。

改正後の児童福祉法第18条の20の4において、

- ・国は児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報に係るデータベースを整備すること、
- ・都道府県知事は当該情報をデータベースに迅速に記録すること、
- ・保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときはデータベースを活用すること、

等が定められています。

これらを踏まえ、現在、こども家庭庁においては、令和6年4月1日からの本格運用に向けて、「保育士特定登録取消者管理システム」（以下、「システム」という。）の構築を進めているところです。

当該システムについては、昨年12月22日に自治体を対象とした説明会、1月19日には認可保育所及び幼保連携型認定こども園を対象とした説明会をそれぞれ実施したところですが、今回、実際にシステムを活用することとなる施設・事業者を対象とした説明会を別紙のとおり開催いたします。

つきましては、本事務連絡についてご了知のうえ、関係各課及び管内の各施設・事業者等に周知いただき、施設長及び採用責任者等に説明会参加のご案内をよろしく願います。

なお、アーカイブ配信も行いますので、ご参加が難しい場合には後日でもご視聴いただくことが可能です。

※なお、石川県をはじめ被災された自治体に所在する施設に置かれましては、被災状況等を考慮の上、後日改めてシステム利用の手続き等につきご連絡する予定ですので、対象となる施設等に対しても、必要に応じ、この旨ご連絡をお願いいたします。

担 当：こども家庭庁成育局成育基盤企画課
保育士対策係
E-mail：seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

(別紙)

保育士特定登録取消者管理システム説明会
(自治体及び ID 付与対象施設・事業者向け)

【日時】

令和6年1月31日(水) 15時00分～16時00分

【開催方法】

YouTubeによる配信

URL : <https://youtube.com/live/IDAY72-f6Ek>

※回線数による制限はありません。

※当面の間アーカイブ配信を予定しています。

【資料】

上記 URL に、説明会開催時刻までにアップロード予定。

【対象者】

都道府県及び市区町村 対象施設・事業所管課

ID 付与対象施設及び事業者 別添<施設・事業一覧>参照

【内容】

- ・ 保育士特定登録取消者管理システムの概要説明
- ・ データベースを利用するまでの準備
- ・ 対象施設におけるデータベース検索について
- ・ その他、データベースに関する事項について

【その他】

- ・ 質疑応答については、開催後、ウェブフォームでご登録いただき、後日 FAQ などにより回答する方法とさせていただきます。
(質問受付は2月7日(水)までとさせていただきます。)

<施設・事業一覧> (順不同)

- ・認可保育所
- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼保連携型以外の認定こども園
- ・認可外保育施設
(届出をしているもの)
(企業主導型保育事業含む)
(個人のベビーシッターを除く)
- ・小規模保育事業 (A型・B型・C型)
- ・事業所内保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・病児保育事業
- ・一時預かり事業
- ・預かり保育 (子ども・子育て支援法に基づくもの)
- ・一時保護施設
- ・乳児院
- ・児童養護施設
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援 (児童発達支援センターで行われるもの以外)
- ・児童心理治療施設
- ・放課後等デイサービス
- ・病院 (結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関)
- ・母子生活支援施設
- ・女性自立支援施設
- ・女性相談支援センター